

継続的なご支援をお願いします

特定非営利活動法人 茨木東スポーツクラブ レッツでは
皆さまからの寄附金を広く募集しています。
ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

当法人はこれまで、会費・受講料・助成金などで運営してきました。
助成期間の8年が経過し、今までの助成金がなくなりました。
今後は会費・受講料で運営していくことになり、資金面で大変苦しく
なっております。
今まで同様、それ以上に活動するには、資金の確保をしなければ
なりません。茨木東スポーツクラブ レッツは『認定』を受け、寄附
金に対する税の優遇措置が増えました。

趣 意 書

茨木東スポーツクラブ レッツの存続をかけた『認定 NPO 法人』です。
総合型地域スポーツクラブを根付かせるために、個人・法人の皆さまからの
ご協力を得ながら活動して参ります。

『認定 NPO 法人』には、『パブリック・サポート・テスト (PST)』という認定の基準があります。
認定後の2年間で3,000円以上の寄附者数を毎年度100人以上であることの基準に達する
こととなっています。広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準です。
この基準をクリアできないと、認定は取り消されてしまいます。

茨木東スポーツクラブ レッツでは、安価でスポーツの場を提供させていただき、地域の方々と
協力しながら、スポーツ活動を通して皆さまの健康維持に努めて参ります。

寄附金は、『認定 NPO 法人』茨木東スポーツクラブ レッツの事業・活動資金として活用し、
その用途等は事業報告書・レッツ通信・ホームページ等でご報告いたします。

総合型地域スポーツクラブ レッツの 特徴・趣旨

- ※ 茨木東スポーツクラブ レッツは地域の住民により運営されています。
- ※ 総合型地域スポーツクラブは、いろいろな種目に参加できるスポーツクラブです。
- ※ それぞれの技能・レベルに応じて参加できます。
- ※ さまざまな世代の人たちと交流ができます。
- ※ 高齢者の生きがいづくり、余暇時間の有効利用が計れます。
- ※ 専門の指導者による、継続的な指導を受けることができます。

寄附金募集要項

寄附金額

◎個人(1口) 3,000円 ◎法人(1口) 10,000円

申込方法(下記①②いずれかをお選びください)

- ①『寄附金申込書(3枚複写)』に必要事項をご記入いただき、レッツ事務局の受付
で直接、現金で支払う。
- ②『寄附金申込書』に必要事項をご記入いただき、郵送・ファックスまたは持参し、
下記口座に送金する。
◎あなたのゆうちょ銀行口座から、当法人の下記口座へ送金する。
◎払込取扱票で送金する。

ゆうちょ銀行 口座記号番号： 00970-7-202855
加入者名： 特定非営利活動法人 茨木東スポーツクラブ

払込取扱票(払込料加入者負担)は用意しています。

個人情報の取り扱い

寄附金申込書に記載される住所・氏名等の個人情報は、当法人が行う寄附金
募集業務に限り使用し、その他の目的で使用することはありません。

『認定 NPO 法人』への寄附金 税法上の優遇措置とは？

個人

の場合では寄附金控除が受けられます。

《所得税》

- ①寄附金控除(所得控除) $\text{寄附金額} - 2,000 \text{円} = \text{寄附金控除額}$
- ②寄附金特別控除(税額控除) $(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{寄附金特別控除額}$

★①寄附金控除(所得控除)または②寄附金特別控除(税額控除)のどちらか有利な方を選ぶことができます。

《住民税》

自治体により、個人住民税の税額控除が受けられます。

$$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 10\% = \text{寄附金特別控除額} \quad \text{※最大10\%とは 都道府県と市区町村双方が 条例指定した場合のみ}$$

《相続税》

相続した財産の中から認定 NPO 法人に寄附した総額は非課税になります。(注：限度額あり)

法人

の場合では損金算入が認められます。

《法人税》

- ①認定 NPO 法人に対する寄附金の合計額
- ②特別損金算入限度額

$$\text{資本金等の} \frac{3.75}{1,000} \times \text{金額} + \text{所得の} \frac{6.25}{100} \times \text{金額} \times \frac{1}{2}$$

★一般の寄附金の損金算入
限度額とは別に特定公益法
人に対する寄附金に含めて
①寄附金の合計額または、
②特別損金算入限度額のど
ちらか少ない金額が損金に
算入されます。

税法上の優遇措置を受ける時は、『寄附金受領証明書』を添え、確定申告を行ってください。
ご送金の方には、後日『寄附金受領証明書』を当法人より郵送させていただきます。